花巻商工会議所 役員・議員・参与・会員 各 位

> 花 巻 商 工 会 議 所 会 頭 宮 澤 啓 祐 (公印省略)

「平成28年熊本地震」災害義援金募金へのご協力のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当所の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

4月14日から多発している熊本地方の地震により、当地方は家屋倒壊や山崩れなどにより甚大な被害を受けています。東日本大震災においては、当商工会議所も全国の商工会議所から寄せられた義援金はじめ各界の支援を受け、損壊した会館を早期に復旧させることができました。また、岩手県商工会議所連合会の申し合わせにより花巻商工会議所は、釜石商工会議所に対し事務機器や事務用品の物的支援に合わせ、役員・議員・参与・会員の皆様の善意を仰ぎ支援金を贈りました。

今般の熊本地震への早期復旧支援に向け再び役員・議員・参与・会員の皆様の善意を仰ぎ義援金を募ることといたしました。何卒、趣旨ご賢察の上、1口(1口 5,000 円)以上の義援金にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

訂

- 1. 寄贈先および寄贈額
- (1) 花巻商工会議所に集められた義援金は、日本商工会議所を通じて、被災地の商工会議所に寄贈いたします。
- (2) 寄贈先商工会議所および寄贈額については、被害状況などを勘案し、日本商工会議所常議員会で決定いたします。
- (3) 本義援金は、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災 商工会議所の再建、観光回復等に係る事業等に活用いただく予定です。
- 2. 申込締切 5月27日(金)

花巻商工会議所総務課 行

※切り離さずに、このまま送信願います

Fax 23-2324 返信用

「平成28年熊本地震災害義援金募金」申込書

					平成28年	月	目
事業所名			担	当者名			
所在地	Ŧ						
電話		FAX					
募金額		円			振込予定日	3	
	1口(5千円)× 口=			月	日		

※振込先

振込口座 岩手銀行花巻支店 普通 No.2117833 口座名義 花巻商工会議所 会頭 宮澤啓祐

- ※大変恐縮に存じますが振込手数料は貴社にてご負担願います。
- ※領収書は、義援金を振り込む際の控えをもってかえさせていただきます。
- ※本義援金は、税法上、一般寄付金の取り扱いとなります。【添付資料参照願います】

< お問合せ先>花巻商工会議所 総務課 TEL 0198-23-3381、FAX 0198-23-2324

「平成28年熊本地震災害義援金」に係る税法上の取り扱い

≪法人の場合≫

・一般の寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められています。

※根拠法(条項):法人税法第三十七条第一項

【損金算入限度額の計算式】

(A×事業年度の月数/12×2.5/1000+B×2.5/100) ×1/4=損金算入限度額

A: 資本等の金額=期末資本金額+資本積立金額

B:所得金額=法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額〈注〉 〈注〉所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

[例1]資本等の金額(A)が10億円、所得金額(B)が1億円の会社の場合(10億円×12/12×2.5/1000+1億円×2.5/1000)×1/4=125万円[例2]資本等の金額(A)が1億円、所得金額(B)が1千万円の会社の場合(1億円×12/12×2.5/1000+1千万円×2.5/1000)×1/4=12.5万円[例3]資本等の金額(A)が2千万円、所得金額(B)が1千万円の会社の場合(2千万円×12/12×2.5/1000+1千万円×2.5/1000)×1/4=7.5万円

≪個人の場合≫

・所得控除されません (認められません)。

※根拠法(条項):所得税法施行規則第四十七条の二3の控除対象に含まれない。